

「富士見市歯と口腔の生涯健康づくり条例（案）」に対する  
意見募集の結果について

平成26年2月5日  
健康増進センター

富士見市は、「富士見市歯と口腔の生涯健康づくり条例（案）」に対する意見の募集を、平成25年12月6日から平成26年1月6日まで行いました。その結果、7件のご意見をいただきました。お寄せいただいたご意見と当該意見に対する富士見市の考え方は下記のとおりです。

パブリックコメント実施方法

- ・ 募集期間                      平成25年12月6日～平成26年1月6日
- ・ 告知方法                      広報ふじみ      市役所ホームページ
- ・ 意見提出方法                郵送、ファックス、電子メール、持参

番号	該当箇所	意見概要	対応方針	市の考え方
1	第2条第3号	「機関」という用語が、営利法人を含む用語では無いように思います。例えば、ドラッグストアは「保健」（口腔ケア用品販売）を、企業は「労働衛生」（従業員への健診機会付与）を、学習塾も「教育」（夕方の間食、受験の生活指導）を担っています。	原文のとおりとします。	「保健業務従事者等」を定義する項目であり、より幅広い人及び機関を、関係者等とするものです。
2	第3条第2号	小学生については、他世代の「歯科疾患の特性」についても学習させてはどうでしょうか。震災における「率先避難者」というキーワードで紹介されているように、適切な学習をした子どもは、「これぐらいなら大丈夫」という大人の心理を超えて適切に行動し、ときに大人をリードして適切な行動に誘導します。父母、祖父母に対して、「健診受けた？80歳で20本以上が目標だよ」等の「指導」をし、弟妹の歯磨きを見守る役割を担えるようになると思います。	貴重なご意見として承ります。	今後、計画を策定する中で検討します。

3	第3条第3号	<p>①医科かかりつけ医が、成人歯科検診の結果通知を活用できる体制としてはどうでしょうか。医科のカルテに挟める結果用紙を受診者に交付した歯科医院に、歯科健診委託費を加算支給することが考えられます。例えば、智歯、顎関節、骨隆起等の状況は、頭痛や肩こりで医科を受診した際、医師の参考になると思います。糖尿病であれば、プラークスコア等を見て、医科の立場からも、口腔セルフケアに関する勧奨（「よく頑張っていますね」「この病気にも歯磨きは重要です」等）ができます。字数制限のある文字データのみではありますが、QRコードにて電子カルテに取り込みやすい工夫をすると、なお良いと思います。医師がカルテ内を全文検索する際に、ヒットしやすくなるのではないのでしょうか。</p> <p>②学校においては、学校歯科検診の少し後の時期に、スクールカウンセラーや体育教師において、自律訓練法やストレッチによるリラクセス法の指導ができると良いと思います。食いしばりの癖などが指摘された後であれば、高い目的意識で参加できるのではないのでしょうか。</p> <p>③学校におけるブラッシング指導において、音楽を活用してはどうでしょうか。ラジオ体操は音楽に合わせることで、ある動作を忘れていたり、ある動作を必要以上にしないようにしたりしています。また、心肺蘇生法の胸骨圧迫においても、「アンパンマン」の歌がリズムを取るために活</p>	①～③について、貴重なご意見として承ります	①～③については、今後計画を策定する中で、検討します。
---	--------	---	-----------------------	-----------------------------

		<p>用されています。このように音楽は、動作の記憶、強弱・リズムの安定化に活用されており、ブラッシングにおいても活用できると思われます。</p> <p>リズムを取りやすい好きな曲を選んで鼻歌を歌いながら歯磨きをするのであれば、ながら磨き（例：テレビを見ながら）のように、「ながら」の媒体に注意が行ってしまっ、特定の場所だけを反復して磨き過ぎるような弊害もないかと思ひます。市サイトで募集していた「富士見市青少年の歌」の歯磨き用アレンジを作ることも考えられます。</p>		
4	第4条第1項	<p>近隣市町村との連携も入れてはどうでしょうか。歯科医師会が近隣市町と合同である、医科系の健診サービスでは共同実施しているものもある、駅前・駅ナカでの健康啓発イベントの共催も考えられる…という点があります。</p>	<p>原文のとおりとします。</p>	<p>市の責務を規定する条項ですが、第3条に規定する基本理念を実現するため、近隣自治体との連携も第4条を通じて含まれるものと考えます。</p>
5	第8条第2号	<p>①成人歯科健診の検査項目、公費負担分を含めた総費用（うち自己負担分が500円であること）を分かりやすく明示したほうがよいのではないのでしょうか。「広報ふじみ」等の媒体ですと、単に「成人歯科健診・500円」くらいしか情報がありません。健康保険の人間ドックですと、問診・身長体重・血圧・胸部X線・血液検査等の検査項目、公費負担がいくら、自己負担がいくらと明示されています。単に500円ということであれば、高いか安いかわ判断できず、「せっかくのお得な機会だから」とはなりにくいと思ひます。</p>	<p>①～③については貴重な意見として承ります。</p>	<p>①～③については、今後、計画を策定していく中で検討します。</p>

		<p>②成人歯科健診のバリエーションを増やしてみてもいいでしょうか。4500円では実施が難しいものの、追加自己負担で各医院独自のオプション検査を受診できるような。例えばブラッシング指導後の効果測定と再指導を二週間後に実施する、子どもと一緒に指導が受けられる…などが考えられます。</p> <p>③歯科検診の結果通知をお薬手帳に貼付できるシールにも印刷し、受診者に交付できないでしょうか。日本薬剤師会の「東日本大震災時におけるお薬手帳の活用事例」にあるように、被災者が自己の健康情報を携帯していれば、災害時の巡回医療チームも助かるかと思います。</p>		
6	第8条第6号	<p>「ふじみ野出張所等多目的公共施設」の「食育推進室」の隣の「研修室」に、ブラッシングに適した洗面台（隣の人に飛沫が跳ねる心配が無い、奥歯が見やすいよう鏡に顔を近接できる）を設置してはどうでしょうか。推進室において調理し、研修室にて料理を食べる予定かと思いません。健康を守る手段としての食育という点からも、食育活動後は歯磨き（及びその指導）をすることが必要で、施設トイレの洗面台では不足になるように感じます。</p>	意見として承ります。	現在検討中のふじみ野出張所等多目的公共施設設計の中で検討します。
7	第10条	<p>①「第5次行財政改革行動計画」45頁の「広告収入の確保」において、「広告媒体の再洗い出し」を実施するとあります。本条例の施策実施に伴う各種媒体に広告を掲載し、その財源としてはどうでしょうか。例え</p>	①、②については意見として承ります。	①、②については、今後の計画を策定する中で検討します。

	<p>ば、成人歯科健診の結果通知用紙の裏面や、健診やイベント時に配布するエコバックといった記念品への印字が考えられます。結果通知用紙であれば、成人歯科健診を受診するほど健康意識が高い、歯科で口腔ケアについて何らか指摘を受けた帰路の、30歳以上の富士見市民…と、かなりターゲットが絞られていますので、ピンポイントの広告効果があり得ます。ドラッグストア、保険代理店、スポーツ用品、フィットネスクラブ等からの需要があり、市内産業の振興も図れるのではないのでしょうか。</p> <p>②学校の大規模改修時に、歯磨きしやすい洗面台（流し）を整備してほしいです。各水栓に手鏡くらいの大さの鏡（シール式の割れない安価なもの）が良いと思います。多感な年頃ですと、口を大きく開けて教室で歯を磨くのも気恥ずかしいことと思います。また、鏡や水栓のない所でブラッシングすると、ブラシが歯に正確に当たっているか分からず、口から唾液がこぼれないよう特定の箇所だけゴシゴシとしてしまいます。歯垢が落ちて虫歯を防げても、別の原因（歯肉退縮）で歯を失う習慣を身に着けてしまう可能性があります。</p>		
--	---	--	--